

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	(①答弁の案の作成過程が記録された文書 ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ③答弁が記録された文書)	閣議の決定又は了解及びその経緯	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	質問主意書関係文書（令和●年度）	20年	2(1)①⑤(3)	移管
		(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（(1)に掲げるものを除く。）	(①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書 ③立案の検討に関する調査研究文書 ④行政機関協議文書 ⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書)	閣議の決定又は了解及びその経緯	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書	外国人材の受入れ・共生関係（令和●年度） 第三国定住による難民受入れ関係（令和●年度）	2(1)①⑤(4)		
2	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものも含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものも含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	(①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 ②会議の決定又は了解に係る案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯 ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書)	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯	難民対策連絡調整会議 再犯防止対策推進会議 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 ウクライナ避難民対策連絡調整会議	難民対策連絡調整会議（令和●年度） 再犯防止対策推進会議（令和●年度） 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（令和●年度） ウクライナ避難民対策連絡調整会議（令和●年度）	10年	2(1)①⑥	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯									
3	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	(①申合せに係る案の立案基礎文書 ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書 ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事録が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 ⑤申合せの内容が記録された文書)	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	国の利害に關係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議（令和●年度） 国際仲裁の活性化に向けた関係府省庁連絡会議（令和●年度） 国際法務による日本企業支援等に関する関係府省庁連絡会議（令和●年度） 国際法務による日本企業支援等に関する関係府省庁連絡会議（令和●年度） 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議（令和●年度）	10年	2(1)①⑧	移管

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項の区分	保存期間満了時の措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯									
4	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	・行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係にかかる照会・請求者への回答等	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等(令和●年度)	5年 (処分の効力が消滅する日を基準)	2(1)①11(2) 廃棄
		(2)補助金等の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	—	—	—	5年 (交付の要件が完了する日を基準) 2(1)①11(4) 移管 廃棄	
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書 ③裁決書	・審査請求書の写し ・露問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し ・裁決書	個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政文書開示決定等処分に対する不服申立等	行政文書開示決定等処分に対する不服申立等(令和●年度)	10年 (審決、決定等の効力が消滅する日を基準)	2(1)①11(5) 廃棄
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・訴状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し	個人の権利義務の得喪及びその経緯	訴訟	●●訴訟(令和●年度)	10年 (期日呼出状の日を基準) 2(1)①11(6) 廃棄	2(1)①11(6) 廃棄 (既に訴訟等は終了している場合は移管する) 訴訟やその他の裁判等に大きな影響を与えると想定するもの)
5	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係にかかる照会・請求者からの回答等	法人の権利義務の得喪及びその経緯	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等(令和●年度)	5年 (処分の効力が消滅する日を基準)	2(1)①12(2) 廃棄
		(2)補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書 ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書 ③補助事業等実績報告書	・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	—	—	—	5年 (交付の要件が完了する日を基準) 2(1)①12(4) 移管 廃棄	
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書 ③裁決書	・審査請求書の写し ・露問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・答申の写し ・裁決書	法人の権利義務の得喪及びその経緯	行政文書開示決定等処分に対する不服申立等	行政文書開示決定等処分に対する不服申立等(令和●年度)	10年 (審決、決定等の効力が消滅する日を基準) 2(1)①12(5) 廃棄	2(1)①12(5) 廃棄 (既に訴訟等は終了している場合は移管する) 訴訟やその他の裁判等に大きな影響を与えると想定するもの)
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し	—	—	—	10年 (期日呼出状の日を基準) 2(1)①12(6) 廃棄	2(1)①12(6) 廃棄 (既に訴訟等は終了している場合は移管する) 訴訟やその他の裁判等に大きな影響を与えると想定するもの)

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事業の区分	保存期間満了時の措置
その他の事項									
6	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯 （①告示その他の規則（告示に準ずるものに限る。）の立案の検討その他の重要な経緯（①の項から5の項までに掲げるものを除く。） ②訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（①の項から5の項までに掲げるものを除く。） ③官報公示に関する文書	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案、規則案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案、規則案 ・官報の写し	—	—	—	10年	2(1)①④⑩	廃棄
		②調査、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（①の項から5の項までに掲げるものを除く。） ③官報公示に関する文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・調令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案 ・官報の写し	—	—	—	10年	2(1)①④⑩	廃棄 (但し、以下に記載する場合、通達及びその他の規則の制定又は改廃のための決裁文書)
			規則	標準文書保存期間基準 調令案・通達案、規則案 標準文書保存期間基準 調令案・通達案、規則案（令和●年度）	標準文書保存期間基準 調令案・通達案、規則案（令和●年度）	—			
7	国会及び審議会等における審議等に関する事項 （①国会審議（①の項から6の項までに掲げるものを除く。） ②審議会等（①の項から6の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書 審議会等文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会審議資料	国会答弁資料（令和●年度）	10年	2(1)①②⑪⑭⑮	廃棄 (但し、以下に記載する場合、大区の議院に開かれたものに係るものは、会期ごとに作成する議論問答)
			—	—	—	—	2(1)①②⑪⑭⑮	廃棄 (但し、以下に記載する場合、審議会等との他の機関との協議に係るものは、会期ごとに作成する議論問答)	
8	内閣の庶務に関する事項 （①内閣の庶務に関する経緯（①の項から7の項までに掲げるものを除く。） ②内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書 ③内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書 ④内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書 ⑤各種調査等に関する文書 ⑥後援名義の使用承認に関する文書 ⑦団体（IOC、FIFA等）からの依頼に基づく政府保証等に関する文書 ⑧陳情・要請に関する文書 ⑨内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書 ⑩庶務を行う会議、出張等の口頭に関する文書 ⑪内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	①公印の保管に関する文書 ②職員の厚生に関する文書 ③関係行政機関等との協議等に関する文書 ④関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書 ⑤各種調査等に関する文書 ⑥後援名義の使用承認に関する文書 ⑦団体（IOC、FIFA等）からの依頼に基づく政府保証等に関する文書 ⑧陳情・要請に関する文書 ⑨内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書 ⑩庶務を行う会議、出張等の口頭に関する文書 ⑪内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	・届出書 ・福利厚生管理関係文書 ・協議資料 ・会議資料 ・調査依頼文書 ・申請書 ・政府保証書等 ・要望書 ・内閣官房HPに寄せられた意見 ・内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書 ・進行表 ・職員役割分担表 ・内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち軽微なもの	内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯 内閣の庶務に関する経緯	技能実習生・留学生に関する外国人犯罪防止対策（令和●年度） 技能実習生・留学生に関する外国人犯罪防止対策 難民対策連絡調整会議・後援名義（令和●年度） 難民対策連絡調整会議・後援名義（令和●年度） 要望書（令和●年度） 要望書（令和●年度）	30年 5年 3年 5年 1年 1年未満	2(1)①②⑫⑯ 移管 廃棄 移管 廃棄		

備考
・本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。

・保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項）

第7条（略）

9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書）。

(1) 別添、正本が管理されている行政文書の写し

(2) 定型的・日常的な業務連絡・日程表等

(3) 出版物や公表物を編集した文書

(4) 内閣官房の所掌庶務に関する事実関係の問合せへの応答

(5) 明白な誤り等の客觀的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書

(6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

(7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

・保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。